

## 「KOB E海外B i zアシスタンス」制度要綱（案）

平成 29 年 7 月 3 日 経済観光局長決定

### （目的）

第 1 条 本要綱は、市内企業の海外販路開拓等を支援する「KOB E海外B i zアシスタンス」（以下「本事業」という。）についての取り扱いを定めることにより、市内企業の海外ビジネス展開を促進するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナー企業 前条の目的を理解し、神戸市による選考を経て、本条第 5 号に規定する連携協定を締結した法人をいう。
- (2) 支援企業 本条第 4 号に規定する被支援企業からの申込みを受けて、神戸市が支援を依頼したパートナー企業をいう。
- (3) 市内企業 神戸市内に本社又は事業所を置く企業・団体等（個人事業主を含む）をいう。
- (4) 被支援企業 市内企業のうち、本事業の利用を希望し、神戸市による審査の結果、本事業を利用することが適切として認めた企業をいう。
- (5) 連携協定 「KOB E海外B i zアシスタンス制度に関する協定」をいう。
- (6) 支援内容 支援企業が実施する以下の業務をいう。本要綱に定めるもののほか、支援内容に関して必要な事項は、神戸市と支援企業との間で締結された連携協定に添付の附属書において定める。

#### ア 戦略策定支援

新たな海外ビジネスへの展開や商品・サービスの高付加価値化につながるブランディングに対する戦略策定支援

#### イ 海外ビジネス実装支援

##### ① 海外市場調査

被支援企業が海外展開を検討する商材について、現地の市場動向や競合他社の展開状況、市場ニーズ等の調査レポート

##### ② 企業リストアップ

販路開拓・資材調達・生産委託先等、現地取引先候補企業のリストアップ

##### ③ 商談支援

前号によりリストアップした企業等に対するアポイントメント取得等の商談支援

### （協定締結）

第 3 条 神戸市は、本事業の実施に際して、パートナー企業となる法人等と連携協定を締結する。

2 連携協定には、支援内容の実施にあたり必要な事項を定める。

### （利用申込）

第 4 条 本事業の利用を希望する市内企業は、神戸市に対し、KOB E海外B i zアシスタンス利用申込書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 神戸市は、前項の申込があった場合は、内容について審査を行い、被支援企業とすることが適切であると認める場合は、当該市内企業に通知するものとする。被支援企業とすることが適切でないと認める場合も、同様とする。

### （支援企業の選定及び支援内容の実施）

第 5 条 神戸市は、被支援企業の意向を踏まえて、パートナー企業から支援企業を選定する。

2 神戸市は、パートナー企業に支援内容の実施を依頼するときは、KOB E海外B i zアシスタンス依頼書（様式第 2 号）を提出するものとする。

3 前項の依頼を受けたパートナー企業は、KOB E海外B i zアシスタンス依頼書及び被支援企業が希望する内容に基づき、支援企業として支援内容を実施する。

4 支援企業は、神戸市による事前の承認を経て支援業務の一部を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）した場合も、全ての行為に対して責任を負うものとする。

(実施完了報告)

第6条 支援企業は、前条第3項の支援内容の実施完了後、神戸市に対し、KOB E海外Bizアシスタンス支援内容実施完了報告書(様式第3号)に、支援の具体的内容を明確に記載し、速やかに提出しなければならない。

(利用報告)

第7条 被支援企業は、第5条第3項の支援内容の実施完了後、神戸市に対し、KOB E海外Bizアシスタンス利用報告書(様式第4号)に支援の具体的内容を明確に記載し、速やかに提出しなければならない。

(費用)

第8条 神戸市が支援企業に対して負担する費用については、連携協定に添付の附属書に規定するものとする。

2 前項の費用は、神戸市から支援企業に対してのみ負担するものであり、第5条第4項による再委託先に対しては、神戸市の費用負担は一切発生しない。

3 不可抗力又は神戸市と支援企業の双方の合意により支援内容を変更する場合にも、原則として本条第1項に規定する費用が適用されるものとする。

4 神戸市は、別に定める「KOB E海外Bizアシスタンス制度利用規約」に基づき、被支援企業から負担金を徴収することができる。

(協定の有効期間)

第9条 連携協定に定める規定に基づき終了又は解除されない限り、協定の有効期間は協定締結日から当該年度末日までとし、期間満了の1か月前までに申し出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、神戸市又はパートナー企業等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

(連携協定の終了又は解除)

第10条 次の各号の事由が生じた時は、連携協定を終了又は解除する。

(1) 神戸市又はパートナー企業から終了の申入れがあったとき

(2) パートナー企業の行動が、神戸市の信用を著しく傷つけたと神戸市が判断し、神戸市が連携協定の解除を判断したとき

(3) 是正不可能な連携協定又は本要綱違反が発生し、神戸市が連携協定の解除を判断したとき

(4) 神戸市が本事業を廃止する等、神戸市が連携協定の終了を判断したとき

(5) パートナー企業の倒産により支援内容の実施が不可能となる等、神戸市が連携協定の解除を判断したとき

(免責事項)

第11条 支援企業の支援内容に基づく、被支援企業の個別の商談等に関する経営判断及びその結果は被支援企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、神戸市はその責任を一切負わない。

(要綱各条項の解釈)

第12条 本要綱に定めのない事項が生じた場合又は要綱各条項の解釈について疑義が生じた場合は、パートナー企業は神戸市にその旨を報告し、指示を仰ぐものとする。

(施行細目の委任)

第13条 本要綱の施行に関し、神戸市が別途定める必要のある事項は、神戸市経済観光局国際課課長(海外展開支援担当)が定める。

附 則

この要綱は平成29年7月3日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

この要綱は令和7年5月1日から施行する。

この要綱は令和8年6月1日から施行する。